

1 延滞金の割合及び還付加算金の割合の推移

ア 延滞金の割合

期間	納期限の翌日から1月を経過する日までの割合	納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以後の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%	年14.6%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	年4.5%	
平成14年1月1日～平成18年12月31日	年4.1%	
平成19年1月1日～平成19年12月31日	年4.4%	
平成20年1月1日～平成20年12月31日	年4.7%	
平成21年1月1日～平成21年12月31日	年4.5%	
平成22年1月1日～平成25年12月31日	年4.3%	
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	年2.7%	年9.0%
平成30年1月1日～平成30年12月31日	年2.6%	年8.9%

- 注 1 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの「納期限の翌日から1月を経過する日までの割合」については、「年7.3%」と「特例基準割合(※1)」のいずれか低い割合の適用となる。
- 2 平成26年1月1日以後の「納期限の翌日から1月を経過する日までの割合」については、「年7.3%」と「特例基準割合(※2)+1%」のいずれか低い割合の適用となる。
- 3 平成26年1月1日以後の「納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以後の割合」については、「年14.6%」と「特例基準割合(※2)+7.3%」のいずれか低い割合の適用となる。
- ※1 前年の11月30日の日本銀行が定める商業手形の基準割引率に4%を加算した割合をいうものである。
- ※2 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、1%を加算した割合をいうものである。

イ 還付加算金の割合

期間	割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	年4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	年4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	年4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	年4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	年4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	年4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年1.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年1.8%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	年1.7%
平成30年1月1日～平成30年12月31日	年1.6%

- 注 平成12年1月1日以後の還付加算金の割合については、「年7.3%」と「特例基準割合」のいずれか低い割合の適用となる。